

南三陸町介護予防・日常生活支援総合事業

訪問型サービス（独自）サービスコード表

令和3年10月1日 ~

※令和3年4月1日以降に介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業の指定を受けた事業所用

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目		合成 単位数	算定 単位
A2 1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費 (独自) (I)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1,176 単位	1,176 1月につき
A2 2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	39 単位	39 1日につき
A2 1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費 (独自) (II)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	2,349 単位	2,349 1月につき
A2 2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	77 単位	77 1日につき
A2 1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費 (独自) (III)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	3,727 単位	3,727 1月につき
A2 2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	123 単位	123 1日につき
A2 2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費 (独自) (IV)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	268 単位	268 1回につき
A2 2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費 (独自) (V)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	272 単位	272 1回につき
A2 2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費 (独自) (VI)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	287 単位	287 1回につき
A2 1411	訪問型独自短時間サービス	訪問型サービス費 ト (独自) (短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2 (20分未満)	167 単位	167 1回につき
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10 % 減算	1月につき
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15 % 加算		1月につき
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15 % 加算		1日につき
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15 % 加算		1回につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10 % 加算		1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10 % 加算		1日につき
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10 % 加算		1回につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5 % 加算		1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5 % 加算		1日につき
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5 % 加算		1回につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算		200
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	1月につき
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算	
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	
A2 6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) <small>令和4年3月31日まで算定可能</small>	(3) で算定した単位数の 90% 加算	
A2 6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) <small>令和4年3月31日まで算定可能</small>	(3) で算定した単位数の 80% 加算	
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位の 63/1000 加算	1月につき
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位の 42/1000 加算	
A2 8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位の 1/1000 加算		1月につき

・水色 ⇒ 新設 ・黄色又は赤字 ⇒ 変更 ・灰色 ⇒ 廃止